

整備業務関係について

令和6年度 整備主任者法令研修

目次

1. 点検・整備等に関する情報について
2. 特定整備の認証関係について
3. その他のお知らせ

P.〇〇

「自動車特定整備事業 業務資料」に
掲載されているページ数

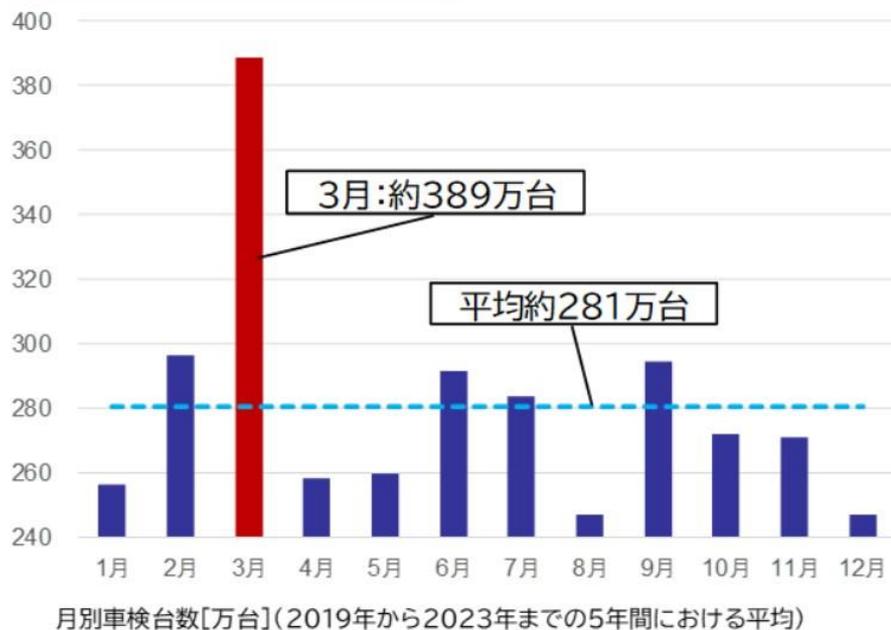
1. 点検・整備等に関する情報について

来年の4月より、車検を受けられる期間が延びます

年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします

P.102

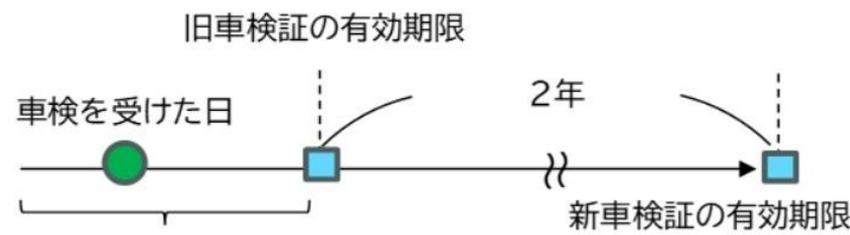
月別の車検台数



車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
 車検証の**有効期限前1か月以内**に受検すると、
 新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
 2年間とすることができる。

【改正後】
 車検証の**有効期限前2か月以内**に受検すると、
 新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
 2年間とすることができる。



1か月以内 → 「2か月以内」へ改正

P.261～

改正の概要(別紙・抜粋)

- (1) 「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」の一部改正
- (4) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正
- (5) 道路運送車両法施行規則第三六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部改正

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年10月20日
物流・自動車局審査・リコール課
車両基準・国際課
自動車整備課

規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高压ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの手続の負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「車両法」という。）及び高压ガス保安法（以下「高压法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高压ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要 (詳細は別紙参照)

高压法の高压ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高压ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。

2. 公布・施行

公布：令和5年(2023年)10月20日
施行：令和5年(2023年)12月21日(一部例外あり。詳細は別紙参照)

問い合わせ先

(型式指定について) 物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋
電話 03-5253-8111 (内線 42352)、03-5253-8594 (直通)

(保安基準について) 物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤
電話 03-5253-8111 (内線 42525)、03-5253-8602 (直通)

(検査等について) 物流・自動車局自動車整備課：森山、本田
電話 03-5253-8111 (内線 42413)、03-5253-8589 (直通)

燃料電池自動車等の取扱いについて

「自動車点検基準」の改正
令和5年10月20日

別表第3 項目追加

別表第5 点検箇所追加

別表第5の2 点検箇所追加

別表第6 点検箇所追加

別表第7 点検箇所追加

「自動車の点検及び整備に
関する手引」の改正
令和5年10月20日

P.262
P.15~

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第2条、第5条関係)

点検箇所	点検時期	3 月ごと	(3の)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付け
	ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	(※2) 連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステア	1 ベルトの緩み及び損傷	取付けの緩み
	リング装置	(※2) 2 油漏れ及び油量	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 (※8) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷	
車体及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		
連結装置		1 カブラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの磨耗、亀裂及び損傷	
座席		(※1) 座席ベルトの状態	
開扉発車防止装置		機能	
その他	シャシ各部の給油脂状態	(※5) (※6) 車載式故障診断装置の診断の結果	

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
 ③ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 ④ (※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
 ⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
 ⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車体及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。
 ⑦ (※7) 印の点検は、ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に限る。
 ⑧ (※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

P.263

継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等により担保される安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準を規定する。

- 細目告示別添131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」
- 細目告示別添132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」
- 細目告示別添133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」

道路運送車両法施行規則第三六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部改正

継続検査等(持込検査)を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領（1／4）

1. 対象範囲

圧縮水素ガス 圧縮天然ガス 液化天然ガス	}	を燃料とする自動車
----------------------------	---	-----------

2. **自動車特定整備事業者**が行うガス容器等の再試験について

ガス容器等再試験の設備は、他の事業場等から借り入れできる。

 - (1) 細目告示別添で定める設備及び基準に基づき屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
 - (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって資格を有するものであること。（二級自動車整備士等）

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領（2／4）

- (3) ガス容器等再試験を実施した際は、「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に**2部交付**すること。（再交付可能）
- (4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、再交付した場合や設備を他の事業場等から借り入れた場合には、備考欄にその旨記載すること。
- (5) 交付した、「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」は、**2年間保存**すること。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領（3／4）

2. 指定自動車整備事業者が行うガス容器等の再試験について

ガス容器等再試験の設備は、他の事業場等から借り入れできる。

- (1) 「ガス容器等再試験結果証明書」によらず、細目告示別添で定める設備及び基準に基づき屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効な「ガス容器等再試験結果証明書」を活用することができる。その際は、**証明書と記録簿に添付し、保存すること。**

- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、**自動車検査員**とする。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領（4／4）

- (3) ガス容器等再試験を実施した際は、「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に**1部交付**すること。（再交付可能）
- (4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、再交付した場合や設備を他の事業場等から借り入れた場合には、備考欄にその旨記載すること。
- (5) 交付した、「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」は、**2年間保存**すること。
- (6) ガス容器等再試験を実施した場合には、**指定整備記録簿の備考欄**に実施年月日・充填可能期限、試験実施者、ガス検知器の型式等を記載すること。

大型車の車輪脱落事故防止について

令和6年9月30日

P.283～P.298

「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策の実施について」の通達を発出

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着



スムーズに回転しない
ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）

適切な点検・整備の実施をお願いします

2. 特定整備制度について

特定整備制度について

(道路運送車両法の一部を改正する法律の概要)

令和2年4月1日施行

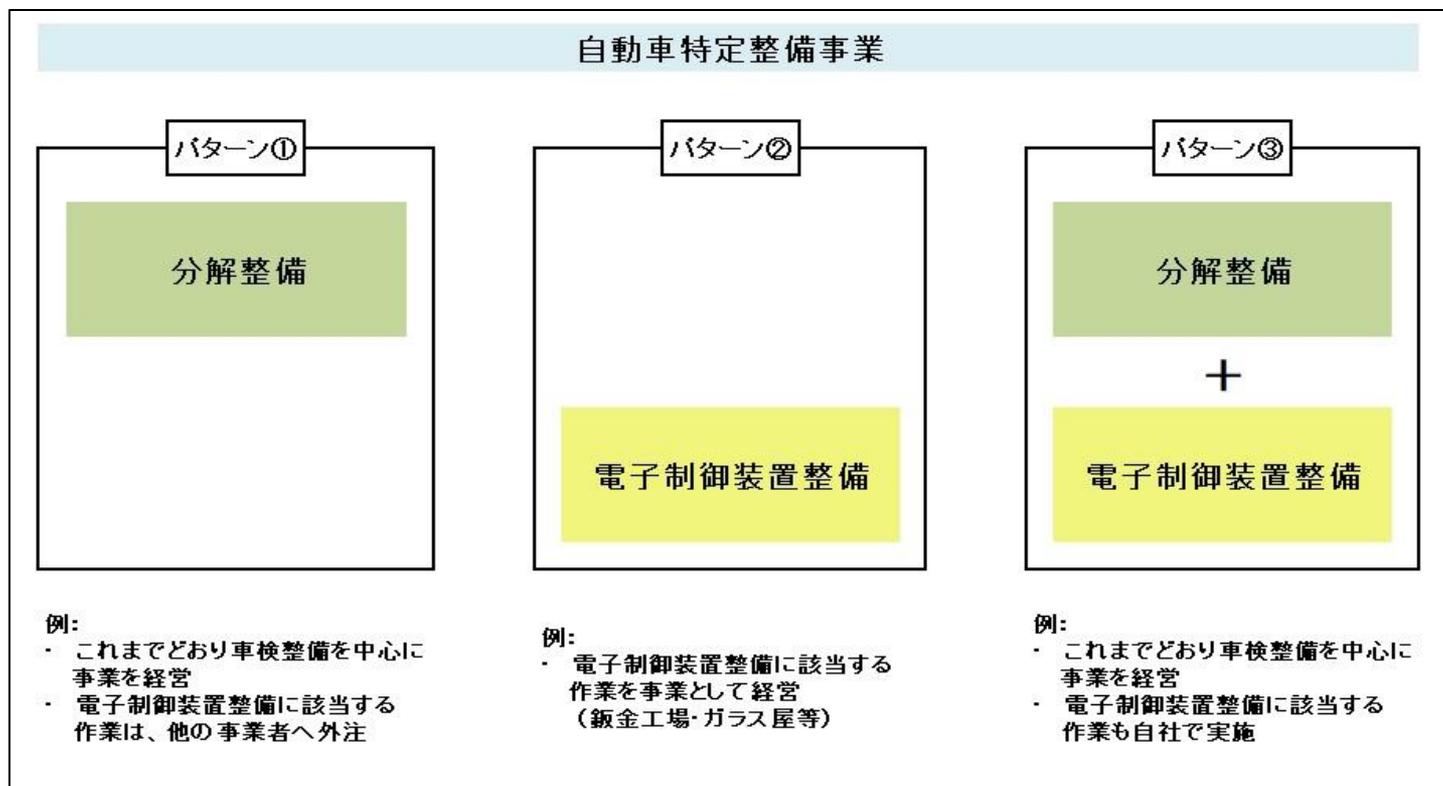
- 「分解整備」の対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造までに定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。

装置	取り外して行う整備・改造	取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備・改造	
原動機	従来の「分解整備」  名称を「特定整備」に変更  拡大  拡大	定義を拡大 (例) ・カメラ、レーダー等の調整	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 地方運輸局長等の 認証が必要 </div>
動力伝達装置			
走行装置			
操縦装置			
制動装置			
緩衝装置			
連結装置	対象装置の追加		
自動運行装置	「分解整備」の対象外		不要
灯火装置など			

 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な技術情報を認証整備事業者等へ提供することを義務付け

特定整備制度について

- ①分解整備のみ
- ②電子制御装置整備のみ
- ③分解整備と電子制御装置整備の両方の認証を取得する3つのパターンを策定



特定整備の対象となる作業

P.48

「電子制御装置整備」に該当する作業の例 (1 / 2)

(1) 運行補助装置(施行規則第3条第8号関係)

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整

※衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)及び自動命令型操舵機能(レーンキープアシスト)の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造に限ります。

- (ア) センサー(前方をセンシングするための単眼・複眼カメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDARなど)
- (イ) 電子計算機(ECU(Electronic Control Unit))
- (ウ) 自動車の車体前部(バンパー、グリル)
- (エ) 窓ガラス(アのセンサーが外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス)

「電子制御装置整備」に該当する作業の例 (2/2)

P.48

(2) 自動運行装置(施行規則第3条第9号関係)

自動運行装置を取り外し自動車の整備又は改造、その他自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

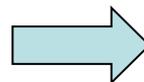
「電子制御装置整備」の対象車両

保安基準が設定されている衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置が搭載されている車両

(国土交通省HP 掲載)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html

● 特定整備制度に関するQ&A



P.53~57

道路運送車両法施行規則 (1 / 2)

P.7

P.87

第62条の2の2

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

(1)点検・整備料金の掲示

改正前 ・点検・整備の作業料金について、依頼者の見やすいように掲示



改正後 ・点検・整備の作業料金について、依頼者の見やすいように掲示

・**自ら管理するウェブサイト**に掲示
(ただし、従業員が5人以下又はウェブサイトを有していない場合を除く)

道路運送車両法施行規則 (2/2)

P.7

第62条の2の2

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

(6の3) 検査整備用電子情報処理組織の安全性確保

OBD検査システムのログインID・パスワードの
適切な管理 (**不正利用の禁止**)

(6の4) 検査整備用電子情報処理組織の真正性確保

OBD検査・確認に係るデータの正確な情報の記録
(**不正なデータの送信の禁止**)

「自動車整備事業者に対する行政 処分等の基準について」の一部改正

P.325～

道路運送車両法施行規則の一部改正のより自動車
特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報
処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分
等の基準について」も一部改正されました。

行政処分等の基準について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについての一部改正について

別表1

自動車特定整備事業に係る違反点数（抜粋）

新				
の2]				
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	3点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及び OBD 確認に係る不正なデータを送信した	1.0点	事故を惹起した場合は30点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合
		②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでに OBD 検査又は OBD 確認作業後に OBD 検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼	5点	
		③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	3点	
		④事業場外で OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	3点	

行政処分等の基準について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについての一部改正について

別表2
指定自動車整備事業に係る違反点数（抜粋）

新				
別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(点検・整備・検査不適切)	(略)	10点/台	事故を惹起した場合は30点/台 注2-1
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。		
		⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	3点	
	(略)			
-4項	検査員の不正証明行為	(略)	二	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した		

- ★国土交通省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴などの「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイトを平成19年10月1日からホームページ上に開設しました。
- 事業者の名称を入力するだけで、事業者の過去の処分歴一覧を簡単に検索できるシステムです。



国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト

国土交通省

本サイトについて | 検索の使い方 | ご利用にあたっての注意

ネガティブ情報等検索サイトホーム > 自動車の製造・整備 自動車整備事業者

自動車の製造・整備
自動車整備事業者

ご利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。

処分等年月日	<input type="text" value="年"/> 年 <input type="text" value="月"/> 月 ~ <input type="text" value="年"/> 年 <input type="text" value="月"/> 月
処分等を行った者	<input type="text" value="選択してください"/>
事業者名	<input type="text"/>
都道府県	<input type="text"/>
処分等の種類	<input type="text" value="選択してください"/>

検索 リセット

特定整備記録簿について

(作業区分)

P.81～85

特定整備実施



チェック記号を
○で囲む

※記入する欄が存在しない場合には、適宜、備考欄等を活用し整備の概要を記入する。

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	—	レ
整備作業	交換 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換 	×
	修理 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理 	△
	調整 点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整 	A
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	
締付 点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め 	T	

特定整備記録簿について

(旧)

交換部品	数	交換部品	数
エンジン・オイル			
ブレーキ・オイル			
LLC(ラジエータ液)			
オイルフィルタ			
エア・エレメント			
ディスク・パッド			
ブレーキ・ライニング			
錆止塗料			

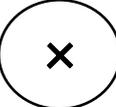
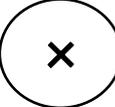
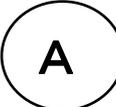
(新)

交換部品	数	交換部品	数
エンジン・オイル			
ブレーキ・オイル			
LLC(ラジエータ液)		電子制御装置整備 (内)：構内外注、(外)：外注 <input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> レーダー <input type="checkbox"/> レーザー <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> バンパ <input type="checkbox"/> エーミング	
オイルフィルタ			
エア・エレメント			
ディスク・パッド			
ブレーキ・ライニング			
錆止塗料			

交換部品の欄に書けない場合は、余白あるいは別紙に記載の上、記録簿とホッチキス止め等と一緒に保管する。

特定整備記録簿について

ケース 1 : A事業者において、ガラス交換・レーダー交換・エーミング作業を実施した場合

作業者	A社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス交換 → 「  + ガラス交換の旨」 を記載 ・ レーダー交換 → 「  + レーダー交換の旨」 を記載 ・ エーミング作業 → 「  + エーミング作業の旨」 を記載

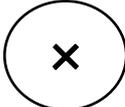
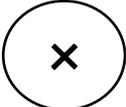
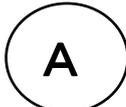
【記載例】

電子制御装置整備 (内): 構内外注、(外)外注			
<input type="checkbox"/>	カメラ	<input checked="" type="checkbox"/>	レーダー
<input type="checkbox"/>	レーザー	<input checked="" type="checkbox"/>	ガラス
<input type="checkbox"/>	バンパ		
<input checked="" type="checkbox"/>	エーミング		

P.82

特定整備記録簿について

ケース 2 : A事業者が、ガラス交換を構内外注し、レーダー交換、エーミング作業を自ら行った場合

作業者	A社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス交換 → 「  + ガラス交換の旨 + 構内外注の旨」を記載 ・ レーダー交換 → 「  + レーダー交換の旨」を記載 ・ エーミング作業 → 「  + エーミング作業の旨」を記載

【記載例】

電子制御装置整備 (内):構内外注、(外)外注	
<input type="checkbox"/> カメラ	<input checked="" type="checkbox"/> レーダー
<input type="checkbox"/> レーザー	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス(内)
<input type="checkbox"/> バンパ	
<input checked="" type="checkbox"/> エーミング	

P.82

特定整備記録簿について

ケース 3 : A事業者がレーダー交換を行い、A事業者がB事業者にエーミング作業を外注して、B事業者がエーミング作業を行った場合

作業者	A社	B社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・レーダー交換 → 「× +レーダー交換の旨」 を記載 ・エーミング作業を外注 →外注した旨を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・エーミング作業 → 「A +エーミング作業の旨」 を記載

【記載例】

電子制御装置整備 (内):構内外注、(外)外注	電子制御装置整備 (内):構内外注、(外)外注
<input type="checkbox"/> カメラ <input checked="" type="checkbox"/> レーダー <input type="checkbox"/> レーザー <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> バンパ	<input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> レーダー <input type="checkbox"/> レーザー <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> バンパ
<input type="checkbox"/> エーミング(外)	<input checked="" type="checkbox"/> エーミング

認証関係のお知らせについて

(届出・申請様式等 整備事業関連情報のページ)

①自動車検査・登録



②自動車の検査、点検と整備、安全と環境



③自動車特定整備事業について(認証工場)

届出・申請書様式等整備事業に関する情報は、こちらから

②

自動車の検査・登録

[自動車の登録手続きについて](#)

[自動車の検査、点検と整備、安全と環境](#)

[自動車整備士になろう!!](#)

[自動車の安全と環境](#)

PDFファイルをご覧いただくには
Adobe Reader(無償)が必要です

③

新型コロナウイルス感染症関連情報

>>自動車整備事業

<自動車の整備事業制度>

- ・[自動車特定整備事業について\(認証工場\)](#)
- ・[優良自動車整備事業\(優良認定\)](#)
- ・[指定自動車整備事業\(指定工場\)](#)
- ・[整備事業の処分基準](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[整備事業の行政処分情報](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[環境保全優良自動車関連事業表彰](#)
- ・[整備主任者、自動車検査員研修資料](#)

>>自動車整備士・自動車検査員

- ・[自動車整備士技能検定制度](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車整備士技能検定試験](#)
- ・[自動車整備士技能検定合格証明](#)
- ・[自動車検査員教習修了証明](#)
- ・[委任状の例](#)

>>自動車の点検整備

- ・[自動車の点検整備制度](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車点検整備推進運動](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車点検整備推進運動の実施結果\(集計中\)](#)

①近畿運輸局ホームページ トップ画面



道路運送車両法第81条（変更届等）

自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人にあつては、その役員の氏名
- 三 事業場の所在地
- 四 屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さ

※事業を廃止したときも同様に届出が必要です。

道路運送車両法施行規則第62条の2の2 (自動車特定整備事業者の遵守事項)

自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- 三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

整備主任者等の研修について

● 1年に1度受講が必要な研修

研修	受講義務者
①整備主任者(法令)研修	選任されている整備主任者全員 (②の研修を受けた者は除く)
②自動車検査員研修	選任されている自動車検査員全員
③整備主任者技術研修	選任されている整備主任者のうち 事業場毎に1名以上
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整備主任者研修 道路運送車両法第91条の3 (法施行規則第62条の2の2第1項第8号) ➤ 自動車検査員研修 指定自動車整備事業規則第14条 	

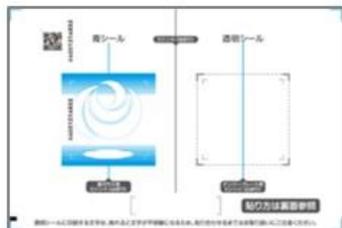
● 整備主任者の選任に必要な研修 (1級自動車整備士除く)

電子制御装置整備の認証工場の整備主任者になる場合は、必要な整備士資格の他に、「電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習」を受講する必要があります。

3. その他のお知らせ

自動車検査標章について

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方



令和 6 年 6 月 17 日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。



下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



《ナンバープレート用（二輪車・トレーラー等）》検査標章貼り合わせ方法



※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容（貼り合わせ方）

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト (表面)		
レイアウト (裏面)		
貼り合わせ 方法 (フロントガラス用手順)	<p>貼り合わせ部に透明シールを貼付ける</p>	<p>透明ラベルの上に青シールを貼付ける</p> <p>※貼り合わせ部はありません。</p>

注意点

- 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。

検査標章の貼付位置の変更について

P.129

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いいたします。



(貼付位置)
 前方かつ運転者席から見易い位置

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。

令和5年7月3日より変更

[参考] 道路運送車両法関係手数料 (令和5年1月1日より)

継続検査		納付先		手数料
		国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	500円	1,800円	2,300円
	小型自動車		1,700円	2,200円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,800円
	大型特殊自動車		1,400円	1,900円
	軽自動車	1,800円	400円	2,200円
指定整備	普通自動車	1,400円	400円	1,800円
	小型自動車	(OSS)1,200円		(OSS)1,600円
	小型自動車(二輪)	1,200円	-	1,200円
	大型特殊自動車	1,400円 (OSS)1,200円	-	1,400円 (OSS)1,200円
	軽自動車	1,400円 (OSS)1,200円	400円	1,800円 (OSS)1,600円

新規検査		納付先		手数料
		国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	500円	2,100円	2,600円
	小型自動車		2,000円	2,500円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,100円
	大型特殊自動車		1,700円	2,200円
	軽自動車	1,900円	400円	2,300円
完成検査 終了証の 提出	普通自動車	1,500円	400円	1,900円
	小型自動車	(OSS)1,300円		(OSS)1,700円
	小型自動車(二輪)	1,400円	-	1,400円
	大型特殊自動車	1,500円 (OSS)1,300円	-	1,500円 (OSS)1,300円
	軽自動車	1,500円 (OSS)1,300円	400円	1,900円 (OSS)1,700円

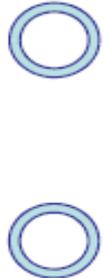
この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、自動車検査登録総合ポータルサイト(<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>)をご確認ください。

OCRシート記入・印刷時の注意点について

黒枠OCRシートは、黒枠の枠外に文字が記載された場合には、誤読となる可能性が高くなります。

枠内記入

OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
<p>■専用OCRシート</p>			456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不要)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う
<p>■黒枠OCRシート</p>			456
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる



枠外記入

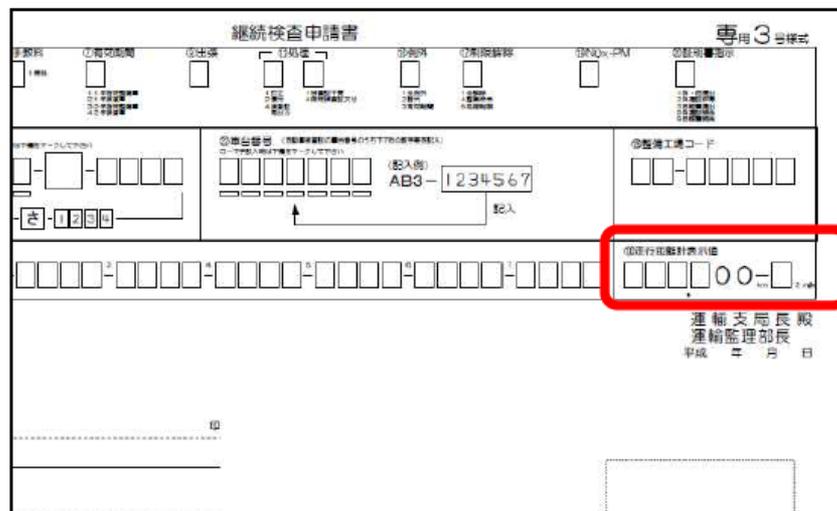
OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
<p>■専用OCRシート</p>			456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不要)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う
<p>■黒枠OCRシート</p>			1?? 誤読
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる



持込検査受検時は

OCRシートの「走行距離欄」には記載をしないでください。

* 軽自動車とは取扱いが異なります。



継続検査申請書 専用3号様式

①車台番号 (軽自動車は車台番号の5桁目以降は省略可)

②走行距離 (軽自動車は走行距離を記入しない)

③整備工場コード

④走行距離計表示欄

運輸支局長 兼 運輸監理部長

平成 年 月 日

記載しない

OBD検査プレ運用の実施について

P.267～

2. 通達等

(1) OBD検査プレ運用の実施について

国自整第104号
令和5年9月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

OBD検査プレ運用の実施について

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）については、令和6年10月から開始されますが、この新たな制度の円滑な導入のため、令和5年10月から下記のとおりOBD検査プレ運用（以下「プレ運用」という。）を実施します。

貴会におかれましては、傘下会員に周知いただくとともに、特に令和6年10月の制度開始に対応するための指定自動車整備事業者（以下「指定工場」という。）による積極的なプレ運用への参加を促進していただくようお願いいたします。

記

1. プレ運用実施期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで^{※1}

※1 プレ運用への参加はこの期間中の任意の期間（例えば、令和6年1月から等）で構いません。

2. プレ運用の目的

OBD検査が開始されるまでの検査実施者等関係者の習熟期間

3. プレ運用における実施結果の取扱い

OBD検査に係る法令は適用前であるため、検査の適否の判断には影響しない

4. 指定工場における実施事項

- OBD検査開始までに必要な準備の完了（別紙1参照）
- 実際の車両を用いたOBD検査及びOBD確認^{※2}の実施手順の習熟（別紙2参照）

※2 OBD確認については別紙2参照。

5. 自動車特定整備事業者（指定工場を除く。以下「認証工場」という。）における実施事項

- （独）自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会にて実施しているプレ運用への、持込検査時における協力（別紙3参照）
- OBD確認実施予定の認証工場にあつては「上記「4.」の各事項

令和6年10月1日より
本格運用が始まり
プレ運用はできません

輸入車のみ引き続き
OBD確認での練習が
可能です

※R7年9月30日まで

OBD検査システムについて



変更届出 を行った整備事業者様へ

OBD検査システムの登録情報変更

もお忘れなく !!

✓ 事業場名称の変更



✓ 事業場所在地の変更



✓ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

詳しくはこちら



OBd ポータル

OBD検査システムについて



独立行政法人
自動車技術総合機構
NALTEC
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- 新規システム登録
- 認証⇒指定
- 指定廃止新規
- 認証譲渡

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。

!

運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに

OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、

あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておください。

([認証⇒指定]、[指定廃止新規]、[認証譲渡]は変更申請)

- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、**その番号の代わりに**、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付が求められる、新しい『指定書』『認証書』については、**その代わりに**、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、**運輸局の指定(認証)後**となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。



システム申請時の入力画面イメージ



『指定番号』『認証番号』
未定の場合 ▶ **管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)**

『指定書の写し』『認証書の写し』
未交付の場合 ▶ **運輸局への申請書(届出書)**

[指定廃止新規]、[認証譲渡] の場合

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。
- **事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。**

!

- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生
- ・登録済の認証番号での新規利用申請は不可。譲渡元が利用停止を確実に行うことが必要

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD検査システムのID及びパスワードの管理に係る 遵守事項及び留意事項

OBD検査システムの利用にあたって取得・設定したID等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。

以下に掲げるID等の不正使用又はその幫助を行った場合、**行政処分の対象となる**とともに機構が当該ID等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。

- ① 検査員又は工員が他者のID等を使用してOBD検査又はOBD確認を実施した場合（なりすまし）
- ② 事業場が取得・設定したID等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID等の不正使用の幫助）

未認証工場等による OBD検査システムの 不正使用に関する罰 則についてのポスター

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらず）	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）	
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定： 完成検査時 持込： 持込検査時	
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方法	機構サーバーに接続 して合否判定 （自動判定）	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「 検査用スキャンツール 」	✓ 完成検査時 以外 での 適否の確認
			✓ 持込検査での省略



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

OBD検査



OBD確認

整備業務関係について

おわり

令和6年度 整備主任者法令研修